

中小企業省力化投資補助金交付規程 新旧対照表

改 定	現 行	備考
中小企業省力化投資補助金交付規程 令和6年6月24日 規程令6第 4号 改正 規程令6第 9号 改正 規程令6第11号 改正 規程令6第18号 改正 規程令6第40号 <u>改正 規程令7第6号</u> (通則)	中小企業省力化投資補助金交付規程 令和6年6月24日 規程令6第 4号 改正 規程令6第 9号 改正 規程令6第11号 改正 規程令6第18号 改正 規程令6第40号 (通則)	
第1条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「交付申請者」という。）に対する中小企業省力化投資補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。 (定義)	第1条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「交付申請者」という。）に対する中小企業省力化投資補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。 (定義)	
第2条 本規程において使用する用語は、経済産業省が策定する中小企業省力化投資指針において定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 補助対象者 別紙1に記載した者をいう。 (2) 補助事業者 第 <u>10</u> 条の規定に基づく交付決定の通知を受けた補助対象者をいう。 (3) 製造事業者 第5条の規定に基づく省力化製品を製造してい	第2条 本規程において使用する用語は、経済産業省が策定する中小企業省力化投資指針において定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 補助対象者 別紙1に記載した者をいう。 (2) 補助事業者 第 <u>9</u> 条の規定に基づく交付決定の通知を受けた補助対象者をいう。 (3) 製造事業者 第5条の規定に基づく省力化製品を製造してい	

る事業者又は国内における総代理店（日本国内における独占販売権を保持している事業者）として同製品を扱う事業者をいう。

（4）販売事業者 第5条の規定に基づく省力化製品の販売について登録を受けた者をいう。

（5）対象リース会社 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が認定するリース会社の共同申請スキームにおける第三者機関の確認を受けて、補助対象者と共同で交付申請を行うリース会社をいう（ファイナンス・リース取引を行うものに限る。）。

（6）補助事業者等 中小企業省力化投資補助事業（カタログ注文型）（以下「カタログ注文型」という。）においては、補助事業者、販売事業者及び対象リース会社をいい、中小企業省力化投資補助事業（一般型）（以下「一般型」という。）においては、補助事業者及び対象リース会社と読み替えるものとする。

（交付の目的）

第3条 中小機構が基金を造成して行う本補助金は、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある省力化製品やオーダーメイド設備を導入するための事業等に要する経費の一部を補助することにより、多様な省力化投資を支援し、中小企業等の労働生産性向上や賃上げを促進することを目的とする。

（交付対象要件の定義及び補助率等）

第4条 中小機構は、補助事業者等が行う本補助金に係る事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として中小機構が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙3に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助上限額及び補助率は、別紙2のとおりとする。

る事業者又は国内における総代理店（日本国内における独占販売権を保持している事業者）として同製品を扱う事業者をいう。

（4）販売事業者 第5条の規定に基づく省力化製品の販売について登録を受けた者をいう。

（5）対象リース会社 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が認定するリース会社の共同申請スキームにおける第三者機関の確認を受けて、中小企業省力化投資補助事業（カタログ注文型）（以下「カタログ注文型」という。）における補助対象者と共同で交付申請を行うリース会社をいう（ファイナンス・リース取引を行うものに限る。）。

（6）補助事業者等 カタログ注文型においては、補助事業者、販売事業者及び対象リース会社をいい、中小企業省力化投資補助事業（一般型）（以下「一般型」という。）においては、補助事業者と読み替えるものとする。

（交付の目的）

第3条 中小機構が基金を造成して行う本補助金は、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある省力化製品やオーダーメイド設備を導入するための事業等に要する経費の一部を補助することにより、多様な省力化投資を支援し、中小企業等の労働生産性向上や賃上げを促進することを目的とする。

（交付対象要件の定義及び補助率等）

第4条 中小機構は、補助事業者等が行う本補助金に係る事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として中小機構が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙3に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助上限額及び補助率は、別紙2のとおりとする。

(カタログ注文型における交付対象となりうる製品等の申請及び決定)

第5条 交付対象となりうる製品は、中小企業等の省力化に資する製品として経済産業省が承認し、補助の対象としてカタログに登録された省力化製品とする。

2 省力化製品の登録等申請及び決定については、中小機構が別に定めるところによる。

3 販売事業者の登録等申請及び決定については、中小機構が別に定めるところにより、適格性を審査したうえで承認し、登録されるものとする。

4 中小機構は、前2項による決定及び処分等について、経済産業省と協議のうえで、別に定めるところにより、登録等の取消及び処分を行うことができるものとする。

(補助事業の実施期間)

第6条 事業実施期間は、中小機構が第10条第1項の規定に基づく交付決定を行った日から、様式第1「中小企業省力化投資補助金交付決定通知書」による補助事業完了期限日までとする。ただし、補助事業者等が第16条の規定に基づき中小機構から指示を受けた場合は、指示を受けた補助事業完了期限日までを事業実施期間とすることができる。

(交付の申請)

第7条 交付申請者（販売事業者及び対象リース会社を含む。）は、次条に定める方法により、補助金交付申請時に中小機構が別途定める書類を、中小機構に提出しなければならない。

2 交付申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額

(カタログ注文型における交付対象となりうる製品等の申請及び決定)

第5条 交付対象となりうる製品は、中小企業等の省力化に資する製品として経済産業省が承認し、補助の対象としてカタログに登録された省力化製品とする。

2 省力化製品の登録等申請及び決定については、中小機構が別に定めるところによる。

3 販売事業者の登録等申請及び決定については、中小機構が別に定めるところにより、適格性を審査したうえで承認し、登録されるものとする。

4 中小機構は、前2項による決定及び処分等について、経済産業省と協議のうえで、別に定めるところにより、登録等の取消及び処分を行うことができるものとする。

(交付の申請)

第6条 交付申請者（販売事業者及び対象リース会社を含む。）は、次条に定める方法により、補助金交付申請時に中小機構が別途定める書類を、中小機構に提出しなければならない。

2 交付申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額

の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。) を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 3 販売事業者は、補助事業者に対する省力化製品の説明、導入及び運用方法の相談等のサポートを行うだけでなく、共同で行う補助金の次条に規定する交付申請等の事務局に提出する各種申請・手続きを行わなければならない。
- 4 対象リース会社は、補助事業者に対するファイナンス・リース取引に関わる省力化製品の供給を行うだけでなく、共同で行う補助金の次条に規定する交付申請等の事務局に提出する各種申請・手続きを行わなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第8条 交付申請者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第1条の規定に基づく申請の取下げ、第13条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第16条の規定に基づく事故の報告、第17条の規定に基づく状況報告、第18条第1項の規定に基づく実績報告、第20条第2項の規定に基づく支払請求、第21条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告若しくは第25条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）又は第27条1項の規定に基づく事業実施効果報告若しくは同条第2項の規定に基づく知的財産権等取得等に関する届出については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき中小機構が定めるものをいう。）により行わなければならない。

(電子情報処理組織による通知等)

第9条 中小機構は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第13条第1項の規定に基づく承認、第16条の規定に基づく指示、第17条の規定に基づく要求、第19条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令（第21条第3項及び第23条第4項の規定において準用する場合を含む。）、第21条

の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。) を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 3 販売事業者は、補助事業者に対する省力化製品の説明、導入及び運用方法の相談等のサポートを行うだけでなく、共同で行う補助金の次条に規定する交付申請等の事務局に提出する各種申請・手続きを行わなければならない。
- 4 対象リース会社は、補助事業者に対するファイナンス・リース取引に関わる省力化製品の供給を行うだけでなく、共同で行う補助金の次条に規定する交付申請等の事務局に提出する各種申請・手続きを行わなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第7条 交付申請者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第10条の規定に基づく申請の取下げ、第12条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第15条の規定に基づく事故の報告、第16条の規定に基づく状況報告、第17条第1項の規定に基づく実績報告、第19条第2項の規定に基づく支払請求、第20条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告若しくは第24条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）又は第26条1項若しくは第2項の規定に基づく事業実施効果報告に関する届出については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき中小機構が定めるものをいう。）により行わなければならない。

(電子情報処理組織による通知等)

第8条 中小機構は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第12条第1項の規定に基づく承認、第15条の規定に基づく指示、第16条の規定に基づく要求、第18条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令（第20条第3項及び第22条第4項の規定において準用する場合を含む。）、第20条

第2項の規定に基づく返還命令、第22条第1項の規定に基づく是正措置命令、第23条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第24条第4項の規定に基づく納付命令（第25条第4項の規定において準用する場合を含む。）、第25条第3項の規定に基づく承認、第28条第1項の規定に基づく納付命令又は同条第2項若しくは第3項の規定に基づく返還命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

(交付決定の通知)

第10条 中小機構は、第7条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第1による補助金交付決定通知書を交付申請者（販売事業者及び対象リース会社を含む。）に送付するものとする。

- 2 第7条第1項の規定による交付申請書が中小機構に到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、60日とする。
- 3 中小機構は、第7条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 中小機構は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。
- 5 補助事業者等は、前項で付された条件及び別紙4（カタログ注文型に限る。）で宣誓した事項等に従い、補助事業を遂行するものとする。

なお、販売事業者及び対象リース会社は、本項の定めによるほか、第18条に規定する実績報告及び第27条に規定する事業実施効果報告について、補助事業の適正な遂行のために補助事業者へ必要な支援を行わなければならない。

(申請の取下げ)

第2項の規定に基づく返還命令、第22条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第23条第4項の規定に基づく納付命令（第24条第4項の規定において準用する場合を含む。）、第24条第3項の規定に基づく承認、第27条第1項の規定に基づく納付命令又は同条第2項若しくは第3項の規定に基づく返還命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

(交付決定の通知)

第9条 中小機構は、第6条第1項の規定による申請書の提出があつた場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第1による補助金交付決定通知書を交付申請者（販売事業者及び対象リース会社を含む。）に送付するものとする。

- 2 第6条第1項の規定による交付申請書が中小機構に到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、60日とする。
- 3 中小機構は、第6条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 中小機構は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。
- 5 補助事業者等は、前項で付された条件及び別紙4（カタログ注文型に限る。）で宣誓した事項等に従い、補助事業を遂行するものとする。

なお、販売事業者及び対象リース会社は、本項の定めによるほか、第17条に規定する実績報告及び第26条に規定する事業実施効果報告について、補助事業の適正な遂行のために補助事業者へ必要な支援を行わなければならない。

(申請の取下げ)

第1.1条 交付申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に中小機構に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第1.2条 補助事業者等は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者等は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）日の属する年度の終了後5年間、中小機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第1.3条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第2による計画変更申請書を中小機構に提出し、その承認を受けなければならぬ。

- (1) 一般型において、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。
- (2) 一般型において、交付申請時に補助事業により取得していた補助対象物品、提供を受けようとした役務等（ただし、単価50万円（税抜）以上のものに限る）を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (4) 一般型において、補助事業の事業実施場所を変更するとき。
- (5) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (6) 破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行うとき（代理人による申請を含む）。

第1.0条 交付申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に中小機構に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第1.1条 補助事業者等は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならぬ。

2 補助事業者等は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）日の属する年度の終了後5年間、中小機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならぬ。

(計画変更の承認等)

第1.2条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第2による計画変更申請書を中小機構に提出し、その承認を受けなければならぬ。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(7) 補助事業の全部若しくは一部を他に承継しようとするとき。

2 中小機構は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認を受けることなく補助事業の内容等を変更することができる。

(1) 第1項第1号において、各配分額の10パーセント以内の流用増減を行うとき。

(2) カタログ注文型において、補助事業の実施場所を変更するとき。

(3) その他、中小機構が軽微な変更と認めるとき。

(契約等)

第14条 補助事業者（一般型に限る。）は、補助事業における売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、見積もりを取得し、当該見積もりの中で、最低価格を提示した者を選定することとする。また、契約先又は発注先1件あたりの見積額の合計が50万円（税抜）以上の物件等については、同一条件による相見積もりを取得することを原則とする。相見積もりを取得できない場合及び最低価格を提示した者を選定しない場合には、その選定理由を明らかにした理由書と価格の妥当性を示す書類を備えることとする。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結後、中小機構に届け出なければならない。

3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のために必要な調査に協力を求める措置を講じなければならない。

4 補助事業者は、第1項及び第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、経済産業省又は中小機構から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業

2 中小機構は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第13条 補助事業者（一般型に限る。）は、補助事業における売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、見積もりを取得し、当該見積もりの中で、最低価格を提示した者を選定することとする。また、契約先又は発注先1件あたりの見積額の合計が50万円（税抜）以上の物件等については、同一条件による相見積もりを取得することを原則とする。相見積もりを取得できない場合及び最低価格を提示した者を選定しない場合には、その選定理由を明らかにした理由書と価格の妥当性を示す書類を備えることとする。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結後、中小機構に届け出なければならない。

3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のために必要な調査に協力を求める措置を講じなければならない。

4 補助事業者は、第1項及び第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、経済産業省又は中小機構から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業

者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、中小機構の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができます。

- 5 中小機構は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省又は中小機構からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は中小機構から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に負わせ、又は委託して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第15条 補助事業者等は、第10条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を中小機構の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 中小機構が第19条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者等が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者等が中小機構に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、中小機構は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者等から債権を譲り受けた者が中小機構に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 中小機構は、補助事業者等に対して有する請求債権について

者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、中小機構の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができます。

- 5 中小機構は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省又は中小機構からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求める能够なものとし、補助事業者は中小機構から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に負わせ、又は委託して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第14条 補助事業者等は、第9条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を中小機構の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 中小機構が第18条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者等が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者等が中小機構に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、中小機構は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者等から債権を譲り受けた者が中小機構に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 中小機構は、補助事業者等に対して有する請求債権について

は、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 中小機構は、補助事業者等による債権譲渡後も、補助事業者等との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者等と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者等が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、中小機構が行う弁済の効力は、中小機構が支払いの命令を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第1_6条 補助事業者等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合（補助事業者等のうちいずれかにおいて、破産、会社更生法の申立若しくは民事再生手続の申立が行われた場合を含む。）においては、速やかに様式第3による事故報告書を中小機構に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第1_7条 補助事業者等は、補助事業の遂行及び収支の状況について、中小機構の要求があったときは速やかに様式第4による状況報告書を中小機構に提出しなければならない。

(実績報告)

第1_8条 補助事業者等は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下この項において同じ。）したときは、カタログ注文型においては、様式第1による補助金交付決定通知書の補助事業完

は、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 中小機構は、補助事業者等による債権譲渡後も、補助事業者等との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者等と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者等が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、中小機構が行う弁済の効力は、中小機構が支払いの命令を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第1_5条 補助事業者等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合（補助事業者等のうちいずれかにおいて、破産、会社更生法の申立若しくは民事再生手続の申立が行われた場合を含む。）においては、速やかに様式第3による事故報告書を中小機構に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第1_6条 補助事業者等は、補助事業の遂行及び収支の状況について、中小機構の要求があったときは速やかに様式第4による状況報告書を中小機構に提出しなければならない。

(実績報告)

第1_7条 補助事業者等は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下この項において同じ。）したときは、カタログ注文型においては、様式第1による補助金交付決定通知書の補助事業完

了期限日までに、一般型においては、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は様式第1による補助金交付決定通知書の補助事業完了期限日のいずれか早い日までに実績報告書を中小機構に提出しなければならない。

- 2 補助事業者等は、前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、中小機構は期限について猶予することができる。
- 3 補助事業者等は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第19条 中小機構は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第13条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者等に通知する。

- 2 中小機構は、補助事業者等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 4 中小機構は、第1項に定める現地調査を、補助事業の完了した後5年の間は補助金の額の確定を行った後でも必要に応じて行うことができる。

(補助金の支払)

第20条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

了期限日までに、一般型においては、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は様式第1による補助金交付決定通知書の補助事業完了期限日のいずれか早い日までに実績報告書を中小機構に提出しなければならない。

- 2 補助事業者等は、前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、中小機構は期限について猶予することができる。
- 3 補助事業者等は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第18条 中小機構は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第12条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者等に通知する。

- 2 中小機構は、補助事業者等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 4 中小機構は、第1項に定める現地調査を、補助事業の完了した後5年の間は補助金の額の確定を行った後でも必要に応じて行うことができる。

(補助金の支払)

第19条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、精算払請求を中小機構に対して行わなければならない。
(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第21条 補助事業者等は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第5による報告書により速やかに中小機構に報告しなければならない。

2 中小機構は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第19条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。
(是正のための措置)

第22条 中小機構は、補助事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置をとるべきことを補助事業者等に命ずることができる。

2 中小機構は、補助事業の適切な遂行を確保するため、必要があるときは、補助事業者等に対し、中小機構及び中小機構の指定する者により補助事業者等の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

3 前項の立入調査においては、補助事業者等が有する本事業にかかる一切の資料を対象とし、関連会社のみならず営業代理店等が介在した場合には当該別法人に関する資料及び関係性にまで、立入調査の対象が及ぶものとする。

4 中小機構は、第2項の立入調査を補助事業者等が正当な理由なく拒否した場合、第5条第4項の規定に基づく販売事業者の登録取消及び次条第1項の規定に基づく交付決定の取消しを行うことができるものとする。

(交付決定の取消し等)

第23条 中小機構は、第13条第1項第5号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第10条第1項の交付の決定の全部

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、精算払請求を中小機構に対して行わなければならない。
(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第20条 補助事業者等は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第5による報告書により速やかに中小機構に報告しなければならない。

2 中小機構は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第18条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。
(是正のための措置)

第21条 中小機構は、補助事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置をとるべきことを補助事業者等に命ずることができる。

2 中小機構は、補助事業の適切な遂行を確保するため、必要があるときは、補助事業者等に対し、中小機構及び中小機構の指定する者により補助事業者等の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

3 前項の立入調査においては、補助事業者等が有する本事業にかかる一切の資料を対象とし、関連会社のみならず営業代理店等が介在した場合には当該別法人に関する資料及び関係性にまで、立入調査の対象が及ぶものとする。

4 中小機構は、第2項の立入調査を補助事業者等が正当な理由なく拒否した場合、第5条第4項の規定に基づく販売事業者の登録取消及び次条第1項の規定に基づく交付決定の取消しを行うことができるものとする。

(交付決定の取消し等)

第22条 中小機構は、第12条第1項第2号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条第1項の交付の決定の全部若

若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者等が、法令、本規程又は本規程に基づく中小機構の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反した場合
- (3) 補助事業者等が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者等による申請内容の虚偽、同一内容の事業について国（独立行政法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託金等）との重複受給等が判明した場合
- (6) 補助事業者等が、別紙3に定める誓約事項に違反した場合
- (7) 補助事業が完了する前に補助事業者同士の合併等により一の補助事業者が二重に補助金を受給している様な外形が作出された場合
- (8) 補助事業者が、補助事業実施期間に限って、資本金の減資や従業員数の削減を行い、補助事業実施期間終了後に再度、資本金の増資や従業員数の増員を行うなど、専ら本事業の対象事業者となることを目的として、資本金、従業員数、株式保有割合等を変更していると認められた場合
- (9) 補助事業者等が、補助事業完了期限日までに補助事業を完了しなかった場合
- (10) 第5条第4項の規定に基づき省力化製品及び販売事業者の登録取消がなされた場合
- (11) 補助事業者等が、第18条第1項に定める期限内に実績報告書を提出しなかった場合
- (12) 補助事業者等が、第27条第1項に定める事業実施効果報告

若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者等が、法令、本規程又は本規程に基づく中小機構の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反した場合
- (3) 補助事業者等が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 申請内容の虚偽、同一内容の事業について国（独立行政法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託金等）との重複受給等が判明した場合
- (6) 補助事業者等が、別紙3に定める誓約事項に違反した場合
- (7) 補助事業が完了する前に補助事業者同士の合併等により一の補助事業者が二重に補助金を受給している様な外形が作出された場合
- (8) 補助事業者が、補助事業実施期間に限って、資本金の減資や従業員数の削減を行い、補助事業実施期間終了後に再度、資本金の増資や従業員数の増員を行うなど、専ら本事業の対象事業者となることを目的として、資本金、従業員数、株式保有割合等を変更していると認められた場合
- (9) 補助事業者等が、補助事業完了期限日までに補助事業を完了しなかった場合
- (10) 第5条第4項の規定に基づき省力化製品及び販売事業者の登録取消がなされた場合
- (11) 補助事業者等が、第17条第1項に定める期限内に実績報告書を提出しなかった場合
- (12) 補助事業者等が、第26条第1項に定める事業実施効果報告

<p>を行わなかった場合</p> <p>(13) 第一号から第十二号の他、第3条の交付の目的に反する事由が生じた場合</p> <p>2 中小機構は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。</p> <p>3 中小機構は、前項の返還を命ずる場合には、<u>第1項第1号から3号、第6号、第8号及び第13号の規定による取り消しをした場合</u>、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。</p> <p>4 第2項に基づく補助金の返還については、<u>第19条第3項の規定</u>を準用する。</p> <p>5 中小機構は、第2項に基づく補助金の返還にあたり、補助事業者等の負担割合について、第1項の該当する事由に基づき定めることができるものとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">(財産の管理等)</p> <p><u>第24条</u> 補助事業者及び対象リース会社は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。</p> <p>2 補助事業者及び対象リース会社は、取得財産等について、様式第6による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。</p> <p>3 補助事業者及び対象リース会社は、当該年度に取得財産等があるときは、<u>第18条第1項に定める実績報告書</u>に様式第7による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。</p> <p>4 中小機構は、補助事業者及び対象リース会社が取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供</p>	<p>を行わなかった場合</p> <p>(13) 第一号から第十二号の他、第3条の交付の目的に反する事由が生じた場合</p> <p>2 中小機構は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。</p> <p>3 中小機構は、前項の返還を命ずる場合には、<u>第1項第4号の規定による取り消しをした場合を除き</u>、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。</p> <p>4 第2項に基づく補助金の返還については、<u>第18条第3項の規定</u>を準用する。</p> <p>5 中小機構は、第2項に基づく補助金の返還にあたり、補助事業者等の負担割合について、第1項の該当する事由に基づき定めることができるものとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">(財産の管理等)</p> <p><u>第23条</u> 補助事業者及び対象リース会社は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。</p> <p>2 補助事業者及び対象リース会社は、取得財産等について、様式第6による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。</p> <p>3 補助事業者及び対象リース会社は、当該年度に取得財産等があるときは、<u>第17条第1項に定める実績報告書</u>に様式第7による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。</p> <p>4 中小機構は、補助事業者及び対象リース会社が取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供</p>
--	---

する処分、廃棄等をいう。以下同じ。)することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を中小機構の指定する口座に納付させることがある。

5 前条第1項による交付決定の取消が行われた後であっても、前条第2項及び第5項により補助金の返還が販売事業者又は対象リース会社の側から行われた場合は、補助事業者は引き続き第1項の定めにより財産の管理に努めるものとする。

(財産の処分の制限)

第25条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき中小機構が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円(税抜)以上の機械、器具及びその他の財産とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を準用する。なお、中小機構が別に定める場合には、その期間とする。

3 補助事業者又は対象リース会社は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第8による申請書を中小機構に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

5 補助事業者又は対象リース会社は、前項の承認を受け、処分制限財産を処分した場合、承認通知書に記載がある書類を財産処分報告書とともに中小機構に提出するものとする。

6 補助事業者又は対象リース会社は、処分制限財産が災害により使用できなくなった場合若しくは立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄を行った場合は、第3項の規定にかかわらず、財産処分報告書を中小機構に提出することにより、財産処分の承認を受けたものとみなすことができるものとする。

7 中小機構は、補助事業者又は対象リース会社が処分制限財産を処

する処分、廃棄等をいう。以下同じ。)することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を中小機構の指定する口座に納付させることがある。

5 前条第1項による交付決定の取消が行われた後であっても、前条第2項及び第5項により補助金の返還が販売事業者又は対象リース会社の側から行われた場合は、補助事業者は引き続き第1項の定めにより財産の管理に努めるものとする。

(財産の処分の制限)

第24条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき中小機構が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を準用する。なお、中小機構が別に定める場合には、その期間とする。

3 補助事業者又は対象リース会社は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第8による申請書を中小機構に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

5 補助事業者又は対象リース会社は、前項の承認を受け、処分制限財産を処分した場合、承認通知書に記載がある書類を財産処分報告書とともに中小機構に提出するものとする。

6 補助事業者又は対象リース会社は、処分制限財産が災害により使用できなくなった場合若しくは立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄を行った場合は、第3項の規定にかかわらず、財産処分報告書を中小機構に提出することにより、財産処分の承認を受けたものとみなすことができるものとする。

7 中小機構は、補助事業者又は対象リース会社が処分制限財産を処

分するときは、納付通知書により、前条第4項に基づき当該処分制限財産に係る補助金額を限度として、指定する口座に納付させることができるものとし、補助事業者は当該納付命令にしたがって納付しなければならない。なお、当該処分については、補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（平成16・6・10会課第5号）の各規定を踏まえ取り扱うものとする。

（情報管理及び秘密保持）

第26条 補助事業者等は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうちその他の第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者等は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者等又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者等による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（事業実施効果及び知的財産権取得状況の報告）

第27条 補助事業者は、補助事業の完了した後、カタログ注文型においては3年の間、一般型においては5年の間、過去1年間の当該補助事業の事業実施効果等について、中小機構が定める期間内に中小機構に報告しなければならない。

2 一般型の補助事業者は、補助事業に係る発明、考案等に関して、補助事業の完了した後5年間、特許権、実用新案権、意匠権又は商

分するときは、納付通知書により、前条第4項に基づき当該処分制限財産に係る補助金額を限度として、指定する口座に納付させることができるものとし、補助事業者は当該納付命令にしたがって納付しなければならない。なお、当該処分については、補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（平成16・6・10会課第5号）の各規定を踏まえ取り扱うものとする。

（情報管理及び秘密保持）

第25条 補助事業者等は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうちその他の第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者等は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者等又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者等による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（事業実施効果報告）

第26条 補助事業者は、補助事業の完了した後、カタログ注文型においては3年の間、一般型においては5年の間、過去1年間の当該補助事業の事業実施効果等について、中小機構が定める期間内に中小機構に報告しなければならない。

2 販売事業者は、省力化製品の導入及び活用のために補助事業者に対して行った業務や省力化製品の稼働状況等を、前項と同様の期間

標権等（以下「知的財産権等」という。）を出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、当該知的財産権等の取得状況について、様式第9による知的財産権等取得等届出書を中小機構に提出しなければならない。

- 3 補助事業者等は、前2項の報告をした場合、その証拠となる書類等を当該報告に係る補助事業年度終了後5年間保存しなければならない。

（収益納付及び補助金返還）

第28条 中小機構は、前条第1項に基づき報告された事業実施効果報告により、カタログ注文型における補助事業者が当該補助事業の実施結果による収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を中小機構の指定する口座に納付させることができるものとする。

- 2 中小機構は、前条に基づき報告された事業実施効果報告により、補助事業者が事業計画終了時点を含む年度までの間に、予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額について補助金の返還を命じることができるものとする。

（1）カタログ注文型の補助事業者が、補助事業終了後1～3年の事業計画期間において、従業員一人当たり付加価値額が年率平均3.0%以上（同一事業者による2回目以降の申請の場合は、年率平均4.0%以上）増加する見込みの事業計画を策定し、意図的に省力化製品を未使用のまま放置していた等の補助事業者の故意又は過失が原因で当該目標を達成できなかった場合。

（2）一般型の補助事業者が、補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、次の全ての基準を満たす事業計画を策定し、当該目標を達成することができなかつた場合。

① 1人当たり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における地域別最低賃金の直近5年間の年平均成長率

内に中小機構に報告しなければならない。

- 3 補助事業者等は、前2項の報告をした場合、その証拠となる書類等を当該報告に係る補助事業年度終了後5年間保存しなければならない。

（収益納付及び補助金返還）

第27条 中小機構は、前条に基づき報告された事業実施効果報告により、カタログ注文型における補助事業者が当該補助事業の実施結果による収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を中小機構の指定する口座に納付させることができるものとする。

- 2 中小機構は、前条に基づき報告された事業実施効果報告により、補助事業者が事業計画終了時点を含む年度までの間に、予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額について補助金の返還を命じることができるものとする。

（1）カタログ注文型の補助事業者が、補助事業終了後1～3年の事業計画期間において、従業員一人当たり付加価値額が年率平均3.0%以上増加する見込みの事業計画を策定し、意図的に省力化製品を未使用のまま放置していた等の補助事業者の故意又は過失が原因で当該目標を達成できなかつた場合。

（2）一般型の補助事業者が、補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、次の全ての基準を満たす事業計画を策定し、当該目標を達成することができなかつた場合。

① 1人当たり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における地域別最低賃金の直近5年間の年平均成長率

<p>以上又は給与支給総額の年平均成長率が2.0%以上</p> <p>② 補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金の30円以上</p> <p>3 中小機構は、前条に基づき報告された事業実施効果報告により、一般型における大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例措置を受けた補助事業者が事業計画終了時点を含む年度までの間に、予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく、別紙2に定める当該特例措置の要件を満たしていないと認められる場合には、第<u>20</u>条第1項の規定により支払を受けた補助金の額と従業員規模区分別の補助上限額との差額分について補助金の返還を命じができるものとする。</p> <p>(反社会的勢力排除に関する誓約)</p> <p>第<u>29</u>条 補助事業者等は、別紙3について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。</p> <p>(その他必要な事項)</p> <p>第<u>30</u>条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、中小機構が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和6年6月24日から施行する。</p> <p>附 則（規程令6第9号）</p> <p>この規程は、令和6年9月2日から施行する。</p> <p>附 則（規程令6第11号）</p> <p>この規程は、令和6年9月27日から施行する。ただし、令和6年6月24日から同年9月1日までの間に中小企業省力化投資補助金交付規程の一部を改正する規程（規程令6第9号）による改正前の第10条第1項に定める交付決定を受けた補助事業者等の事業実施効果報告については、同規程による改正前の第26条第1項中「5年」とあるのは「3年」と読み替えて適用する。</p>
--

<p>以上又は給与支給総額の年平均成長率が2.0%以上</p> <p>② 補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金の30円以上</p> <p>3 中小機構は、前条に基づき報告された事業実施効果報告により、一般型における大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例措置を受けた補助事業者が事業計画終了時点を含む年度までの間に、予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく、別紙2に定める当該特例措置の要件を満たしていないと認められる場合には、第<u>19</u>条第1項の規定により支払を受けた補助金の額と従業員規模区分別の補助上限額との差額分について補助金の返還を命じができるものとする。</p> <p>(反社会的勢力排除に関する誓約)</p> <p>第<u>28</u>条 補助事業者等は、別紙3について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。</p> <p>(その他必要な事項)</p> <p>第<u>29</u>条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、中小機構が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和6年6月24日から施行する。</p> <p>附 則（規程令6第9号）</p> <p>この規程は、令和6年9月2日から施行する。</p> <p>附 則（規程令6第11号）</p> <p>この規程は、令和6年9月27日から施行する。ただし、令和6年6月24日から同年9月1日までの間に中小企業省力化投資補助金交付規程の一部を改正する規程（規程令6第9号）による改正前の第10条第1項に定める交付決定を受けた補助事業者等の事業実施効果報告については、同規程による改正前の第26条第1項中「5年」とあるのは「3年」と読み替えて適用する。</p>
--

附 則（規程令6第18号）

この規程は、令和6年12月6日から施行する。

附 則（規程令6第40号）

この規程は、令和7年3月19日から施行する。

附 則（規程令7第6号）

この規程は、令和7年8月1日から施行する。

別紙1 補助対象者となる事業者

別紙2 補助上限額及び補助率

別紙3 反社会的勢力排除に関する誓約事項

別紙4 共同事業実施規約及び宣誓書

様式第1 中小企業省力化投資補助金交付決定通知書

様式第2 中小企業省力化投資補助金計画変更（等）承認申請書

様式第3 中小企業省力化投資補助金事故報告書

様式第4 中小企業省力化投資補助金状況報告書

様式第5 中小企業省力化投資補助金消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

様式第6 取得財産等管理台帳

様式第7 取得財産等管理明細表

様式第8 中小企業省力化投資補助金財産処分承認申請書

様式第9 中小企業省力化投資補助金知的財産権等取得等届出書

附 則（規程令6第18号）

この規程は、令和6年12月6日から施行する。

附 則（規程令6第40号）

この規程は、令和7年3月19日から施行する。

別紙1 補助対象者となる事業者

別紙2 補助上限額及び補助率

別紙3 反社会的勢力排除に関する誓約事項

別紙4 共同事業実施規約及び宣誓書

様式第1 中小企業省力化投資補助金交付決定通知書

様式第2 中小企業省力化投資補助金計画変更（等）承認申請書

様式第3 中小企業省力化投資補助金事故報告書

様式第4 中小企業省力化投資補助金状況報告書

様式第5 中小企業省力化投資補助金消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

様式第6 取得財産等管理台帳

様式第7 取得財産等管理明細表

様式第8 中小企業省力化投資補助金財産処分承認申請書

中小企業省力化投資補助金交付規程 新旧対照表

改 定	現 行
<p>中小企業省力化投資補助金交付規程 別紙1</p> <p>補助対象者となる事業者 (略)</p> <p>【みなし同一法人】 (略) 加えて、上記に該当しない場合であっても、代表者が同じ法人についても同一法人とみなし、そのうち1社のみでの申請しか認められない。本補助金を受けることを目的に、主要株主や出資比率を変更し、申請することも認められない。</p> <p>また、補助事業者が、補助事業実施期間中に、親会社又は子会社等が過去に交付決定を受けているみなし同一法人に該当することとなった場合は、当該補助事業者の交付決定を取り消します。</p> <p>【みなし大企業】 (略) ＜留意事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であり、資本金及び従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当する。海外企業についても、資本金及び従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業とみなす。また、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなす。 ・以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しない。 <ul style="list-style-type: none"> i) 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社 	<p>中小企業省力化投資補助金交付規程 別紙1</p> <p>補助対象者となる事業者 (略)</p> <p>【みなし同一法人】 (略) 加えて、上記に該当しない場合であっても、代表者及び住所が同じ法人、主要株主及び住所が同じ法人、実質的支配者(※)が同じ法人についても同一法人とみなし、そのうち1社のみでの申請しか認められない。本補助金を受けることを目的に、主要株主や出資比率を変更し、申請することも認められない。(※実質的支配者の確認方法については、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)で定められています。)</p> <p>また、補助事業者が、補助事業実施期間中に、親会社又は子会社等が過去に交付決定を受けているみなし同一法人に該当することとなった場合は、当該補助事業者の交付決定を取り消します。</p> <p>【みなし大企業】 (略) ＜留意事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であり、資本金及び従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当する。海外企業についても、資本金及び従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業とみなす。また、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなす。 ・以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しない。 <ul style="list-style-type: none"> i) 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

ii)投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(削除)

- ・本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及ぶ。
- ・上記③の役員には、会社法第2条第15号に規定する社外取締役及び会社法第381条第1項に規定する監査役は含まれない。
- ・JV(協同企業体)構成員の申請においては、JV(協同企業体)の出資総額の過半数が大企業又はみなし大企業である場合は本規定を準用し補助対象外とする。

別紙2

補助上限額及び補助率

本補助金の補助事業は、別紙1に規定する中小企業等が日本国内で行う事業とし、その補助上限額や補助率等は以下のとおりとする。

【カタログ注文型】

(表略)

- ※1 補助対象要件として、人手不足の状態にある旨を申告することとする。
- ※2 補助対象要件として、補助事業終了後1～3年で従業員一人当たり付加価値額が年率平均3.0%以上(同一事業者による2回目以降の申請の場合は、年率平均4.0%以上)増加する見込みの事業計画を策定することを要件とする。
- ※3 大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例措置の要件として、交付申請時に以下の全ての要件を満たす宣言をした補助事業者は、「大幅な賃上げを行う場合」の補助上限額を適用する。
 - ア. 補助事業終了時点において、補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金(以下「事業場内最低賃金」という。)を45円以上の水準で引き上げること
 - イ. 補助事業終了時点において、給与支給総額を6.0%以上増加させること

ii)投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上をみなし大企業が所有している中小企業者もみなし大企業として取り扱う。

- ・本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及ぶ。
- ・上記③の役員には、会社法第2条第15号に規定する社外取締役及び会社法第381条第1項に規定する監査役は含まれない。
- ・JV(協同企業体)構成員の申請においては、JV(協同企業体)の出資総額の過半数が大企業又はみなし大企業である場合は本規定を準用し補助対象外とする。

別紙2

補助上限額及び補助率

本補助金の補助事業は、別紙1に規定する中小企業等が日本国内で行う事業とし、その補助上限額や補助率等は以下のとおりとする。

【カタログ注文型】

(表略)

- ※1 補助対象要件として、人手不足の状態にある旨を申告することとする。
- ※2 補助対象要件として、補助事業終了後1～3年で従業員一人当たり付加価値額が年率平均3.0%以上増加する見込みの事業計画を策定することを要件とする。
- ※3 大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例措置の要件として、交付申請時に以下の全ての要件を満たす宣言をした補助事業者は、「大幅な賃上げを行う場合」の補助上限額を適用する。
 - ア. 補助事業終了時点において、補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金(以下「事業場内最低賃金」という。)を45円以上の水準で引き上げること
 - イ. 補助事業終了時点において、給与支給総額を6.0%以上増加させること

※4 予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく、「大幅な賃上げを行う場合」の要件の目標を達成できなかつたときは、補助金額の減額を行う。

※5 補助事業者が2回目以降の交付申請を行う場合は、補助対象要件として、本事業を活用して賃上げに取り組む旨を宣誓するものとする。

※6 複数の補助事業に交付決定を受けた補助事業者については、交付決定を受けた補助事業全てを合算した額に対して補助上限額が適用されるものとし、同一の補助事業者が補助上限額を超えて補助金の交付を受けることはできないものとする。

※4 予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく、「大幅な賃上げを行う場合」の要件の目標を達成できなかつたときは、補助金額の減額を行う。

※5 カタログ注文型において、複数の補助事業に交付決定を受けた補助事業者については、交付決定を受けた補助事業全てを合算した額に対して補助上限額が適用されるものとし、同一の補助事業者が補助上限額を超えて補助金の交付を受けることはできないものとする。

中小企業省力化投資補助金交付規程 新旧対照表

改 定	現 行
<p>中小企業省力化投資補助金交付規程 (様式第1)</p> <p style="text-align: center;">交付申請番号 番 号 年 月 日</p> <p>補助事業者 法人番号 補助事業者名 販売事業者 <u>又は対象リース会社</u> 法人番号 販売事業者名 <u>又は対象リース会社名</u></p> <p style="text-align: center;">独立行政法人中小企業基盤整備機構 理事長 名</p> <p style="text-align: center;">中小企業省力化投資補助金 交付決定通知書</p> <p>年 月 日付け第 号をもって申請のありました中小企業省力化投資補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。) 第6条第1項<u>及び中小企業省力化投資補助金交付規程(以下「交付規程」という。) 第10条第1項</u>の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条<u>及び交付規程第10条第1項</u>の規定に基づき通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、 年 月 日付け第 号で申請のありました中小企業省力化投資補助金交付申請書に記載のとおりとします。</p>	<p>中小企業省力化投資補助金交付規程 (様式第1)</p> <p style="text-align: center;">交付申請番号 番 号 年 月 日</p> <p>補助事業者 法人番号 補助事業者名 販売事業者 法人番号 販売事業者名</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人中小企業基盤整備機構 理事長 名</p> <p style="text-align: center;">中小企業省力化投資補助金 交付決定通知書</p> <p>年 月 日付け第 号をもって申請のありました中小企業省力化投資補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。) 第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、 年 月 日付け第 号で申請のありました中小企業省力化投資補助金交付申請書に記載のとおりとします。</p>

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
<u>うちファイナンス・リース取引の額</u>	<u>金</u>	<u>円</u>

・補助事業実施期間は、次のとおりとします。

補助事業の開始日：交付決定年月日
補助事業完了期限日：○○○○年○○月○○日

3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、別紙記載のとおりとします。

4. 本通知に対して不服があり交付の申請を取下げようとする場合は、本通知を受けた日から 10 日以内にその旨を記載した交付申請取下げ届を、電磁的方法により販売事業者の確認を受けたうえで、事務局に提出し、その承認を受けなければなりません。

5. 交付申請を含む事務局へ提出する申請情報（電子申請により事務局へ提出される情報も含む）を、事務局が別途定める期日までの間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

6. 補助事業者等は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。また、補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期していただけますようお願いします。

(1) 適正化法第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による交付決定の取消し、第 18 条第 1 項の規定による補助金等の返還又は第 19 条第 1 項の規定による加算金の納付

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

・補助事業実施期間は、次のとおりとします。

補助事業の開始日：交付決定年月日
補助事業完了期限日：○○○○年○○月○○日

3. 本通知に対して不服があり交付の申請を取下げようとする場合は、本通知を受けた日から 10 日以内にその旨を記載した交付申請取下げ届を、電磁的方法により販売事業者の確認を受けたうえで、事務局に提出し、その承認を受けなければなりません。

4. 交付申請を含む事務局へ提出する申請情報（電子申請により事務局へ提出される情報も含む）を、事務局が別途定める期日までの間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

5. 補助事業者等は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び中小企業省力化投資補助金交付規程（以下「交付規程」という。）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。また、補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期していただけますようお願いします。

(1) 適正化法第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による交付決定の取消し、第 18 条第 1 項の規定による補助金等の返還又は第 19 条第 1 項の規定による加算金の納付

- (2) 適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 中小機構の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

7. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

(様式第2)

独立行政法人中小企業基盤整備機構
理事長 殿

交付申請番号
年 月 日

補助事業者 法人番号
補助事業者名

販売事業者 又は対象リース会社 法人番号
販売事業者名 又は対象リース会社名

中小企業省力化投資補助金計画変更（等）
承認申請書

中小企業省力化投資補助金交付規程第13条第1項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

(以下略)

(様式第3)

交付申請番号
年 月 日

- (2) 適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 中小機構の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

(様式第2)

交付申請番号
年 月 日

独立行政法人中小企業基盤整備機構
理事長 殿

補助事業者 法人番号
補助事業者名

販売事業者 法人番号
販売事業者名

中小企業省力化投資補助金計画変更（等）
承認申請書

中小企業省力化投資補助金交付規程第12条第1項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

(以下略)

(様式第3)

交付申請番号
年 月 日

独立行政法人中小企業基盤整備機構
理事長 殿

補助事業者 法人番号
補助事業者名
販売事業者 又は対象リース会社 法人番号
販売事業者名 又は対象リース会社名

中小企業省力化投資補助金
事故報告書

中小企業省力化投資補助金交付規程第16条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

(以下略)

(様式第4)

交付申請番号
年 月 日

独立行政法人中小企業基盤整備機構
理事長 殿

補助事業者 法人番号
補助事業者名
販売事業者 又は対象リース会社 法人番号
販売事業者名 又は対象リース会社名

中小企業省力化投資補助金
状況報告書

中小企業省力化投資補助金交付規程第17条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(以下略)

独立行政法人中小企業基盤整備機構
理事長 殿

補助事業者 法人番号
補助事業者名
販売事業者 法人番号
販売事業者名

中小企業省力化投資補助金
事故報告書

中小企業省力化投資補助金交付規程第15条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

(以下略)

(様式第4)

交付申請番号
年 月 日

独立行政法人中小企業基盤整備機構
理事長 殿

補助事業者 法人番号
補助事業者名
販売事業者 法人番号
販売事業者名

中小企業省力化投資補助金
状況報告書

中小企業省力化投資補助金交付規程第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(以下略)

(様式第5)

交付申請番号
年　月　日

独立行政法人中小企業基盤整備機構
理事長 殿

補助事業者 法人番号
補助事業者名
販売事業者 又は対象リース会社 法人番号
販売事業者名 又は対象リース会社名

中小企業省力化投資補助金
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

中小企業省力化投資補助金交付規程第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額（交付規程第19条第1項による額の確定額） 円
(以下略)

(様式第6)

取得財産等管理台帳
(表略)

(様式第5)

交付申請番号
年　月　日

独立行政法人中小企業基盤整備機構
理事長 殿

補助事業者 法人番号
補助事業者名
販売事業者 法人番号
販売事業者名

中小企業省力化投資補助金
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

中小企業省力化投資補助金交付規程第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額（交付規程第18条第1項による額の確定額） 円
(以下略)

(様式第6)

取得財産等管理台帳
(表略)

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号までに定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第2.5条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. カタログ注文型においては、財産名に省力化製品の名称を記載する。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付規程第2.5条第2項に定める期間を記載すること。
6. ファイナンス・リース取引を伴う補助事業にあたっては、中小企業者等及び対象リース会社の両者が本台帳を備え管理すること。

(様式第7)

取得財産等管理明細表（令和 年度）

（表略）

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号までに定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第2.5条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. カタログ注文型においては、財産名に省力化製品の名称を記載する。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付規程第2.5条第2項に定める期間を記載

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号までに定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第2.4条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. カタログ注文型においては、財産名に省力化製品の名称を記載する。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付規程第2.4条第2項に定める期間を記載すること。
6. ファイナンス・リース取引を伴う補助事業にあたっては、中小企業者等及び対象リース会社の両者が本台帳を備え管理すること。

(様式第7)

取得財産等管理明細表（令和 年度）

（表略）

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号までに定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第2.4条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. カタログ注文型においては、財産名に省力化製品の名称を記載する。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付規程第2.4条第2項に定める期間を記載

すること。

6. ファイナンス・リース取引を伴う補助事業にあたっては、中小企業者等及び対象リース会社の両者が本台帳を備え管理すること。

(様式第8)

交付申請番号
年　月　日

独立行政法人中小企業基盤整備機構
理事長 殿

補助事業者 法人番号
補助事業者名
販売事業者 又は対象リース会社 法人番号
販売事業者名 又は対象リース会社名

中小企業省力化投資補助金
財産処分承認申請書

中小企業省力化投資補助金交付規程第2.5条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

(以下略)

(様式第9)

交付申請番号
年　月　日

すること。

6. ファイナンス・リース取引を伴う補助事業にあたっては、中小企業者等及び対象リース会社の両者が本台帳を備え管理すること。

(様式第8)

交付申請番号
年　月　日

独立行政法人中小企業基盤整備機構
理事長 殿

補助事業者 法人番号
補助事業者名
販売事業者 法人番号
販売事業者名

中小企業省力化投資補助金
財産処分承認申請書

中小企業省力化投資補助金交付規程第2.4条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

(以下略)

(新規)

独立行政法人中小企業基盤整備機構

理事長 殿

補助事業者 法人番号

補助事業者名

販売事業者又は対象リース会社 法人番号

販売事業者名又は対象リース会社名

中小企業省力化投資補助金

産業財産権等取得等届出書

中小企業省力化投資補助金交付規程第27条第2項の規定に基づき、下記のとおり産業財産権等の取得（出願、譲渡、実地権の設定）をしたので届け出ます。

記

1. 件 数

① 出願中 件、 ② 取得済み 件

2. 内 容（出願中、取得済みにかかわらず、1. の件数ごとに記入すること）

種類	□	出願日	□	出願番号	□
出願人	□	審査請求日	□	登録番号	□
技術内容	□				
備考	□				

(注1) 種類欄には、特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権（著作権のうちプログラム著作権の場合は「著作権P」とする。）等の種類を記入してください。

(注2) 外国特許の場合は、種類の先頭に出願国（PCTルールに準拠したアルファベット2文字の国名表記とする。）を記入してください。

(注3) 備考欄には、知的財産権等の取得に係る最新状況や、譲渡及び実施権設定の場合、相手先（名称・住所・電話）及び条件（契約日・契約期間・金額等）を具体的に記入してください。

以上